

健全化判断比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成 21 年度決算に基づき算定しました粕屋町の健全化判断比率は下表のとおりです。

指 標		粕 屋 町	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	— (△8.10%)	13.82%	20.0%
	②連結実質赤字比率	— (△24.47%)	18.82%	40.0%
	③実質公債費比率	17.4%	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	121.1%	350.0%	—

※ ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」で表示し、参考に黒字の比率を(△)で示す。

指標	公 営 企 業 会 計	粕 屋 町	経営健全化基準
⑤資金不足比率	上水道事業	— (△12.6%)	20.0%
	流域関連公共下水道事業	— (△3.4%)	

※ 資金不足がない場合は、「—」で表示し、参考に資本剰余の比率を(△)で示す。

平成 21 年度は、すべての比率が早期健全化基準を下回りました。しかし、③実質公債費比率が高く、新規発行債を抑え、繰上償還を進めるなど公債費を抑制する必要があります。④将来負担比率は地方債の現在高が減少したため大幅に良くなっている。

(個別比率)

- ①**実質赤字比率** — (早期健全化基準：13.83%)
一般会計等(一般会計、住宅新築資金特別会計)の赤字比率。
- ②**連結実質赤字比率** — (早期健全化基準：18.83%)
一般会計等、特別会計、企業会計全ての赤字比率。
- ③**実質公債費比率 17.4%** (20 年度 16.6%) (早期健全化基準：25.0%)
一般会計等、公営企業会計、一部事務組合(須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、北筑昇華苑組合、福岡地区水道企業団)が支払う公債費のうち粕屋町が負担した額を加えた額に対する財政負担の割合を示す比率。
- ④**将来負担比率 121.1%** (20 年度 148.8%) (早期健全化基準：350.0%)
一般会計等が将来における財政負担の割合を示す比率。
- ⑤**資金不足比率** — (経営健全化基準：20.0%)
公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

用語の説明

①実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

一般会計等（一般会計及び住宅新築資金等貸付金事業会計の合計）の歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額の標準財政規模に対する割合

②連結実質赤字比率＝連結実質赤字額／標準財政規模

連結実質赤字額：一般会計等、国民健康保険会計、老人保健会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計の実質赤字の合計額に、公営企業会計（上水道、下水道）の資金不足額を合計した額。

③実質公債費比率

一般会計等の公債費、公営企業会計の公債費に一部事務組合（須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、北筑昇華苑組合、福岡地区水道企業団）が支払う公債費のうち粕屋町が負担した額を加えた額に対する財政負担の割合を示す比率。

④将来負担比率

一般会計等、公営企業会計の地方債現在高及び一部事務組合の地方債の元金償還額に充てる町の負担額、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額、土地開発公社の負債額など将来における財政負担の割合を示す比率。

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足額がある場合の、町の財政負担を示す比率。

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもので、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

○早期健全化基準

財政の早期健全化を図るための基準として政令で定められた数値で、①から④の指標のいずれかが基準以上である場合は、財政の悪化した要因を分析し自主的な改善努力による早期の財政健全化計画を作成しなければならない。

○財政再生基準

指標①②③のいずれかが基準以上である場合は、財政が著しく悪化した要因を分析し、財政再生計画を作成し総務大臣の同意を得なければならない。また、総務大臣は当該団体に対して予算の変更や、財政再生計画の変更その他必要な措置を勧告することが出来る。

○経営健全化基準

公営企業の経営の健全化の基準として政令で定められた数値で、資金不足比率が基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。